

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年5月29日

収支等命令者

佐賀県立唐津特別支援学校長 杉光 政実

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 品名・数量 | 真空冷却機 1台 |
| (2) 入札条件等 | 入札条件書による |
| (3) 納入期限 | 令和8年8月25日（火曜日） |
| (4) 納入場所 | 佐賀県立唐津特別支援学校 厨房 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届を提出した者

(1) の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ下記の提出場所に直接持参して提出してください。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194

② 申請書様式の入手先

総務事務センター用度・車両担当 又は

佐賀県ホームページ(https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00326503/index.html)

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」及び「営業概要書」を令和8年6月17日(水曜日)午後4時までに下記の担当所属に持参又は郵送(同日時必着)してください。

郵送で送付される場合は、レターパック等郵送追跡が可能な方法で送付し、『令和8年6月25日入札分参加届在中』と朱書きしてください。

「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出してください。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当所属

郵便番号 847-0002 唐津市山本788番地12

佐賀県立唐津特別支援学校(担当者:古川)

電話 0955-78-2394

4 入札書の提出場所等

(1) 入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

3の担当所属に同じ

(2) 入札説明会

実施しません

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時	令和8年6月25日（木曜日）午前10時00分
イ 場 所	唐津市山本788番地12 佐賀県立唐津特別支援学校 視聴覚室
ウ 必要書類	入札書、委任状（代理人が入札を行う場合に限る）
エ 入札方法	入札者の直接持参又は郵送による入札 直接持参の場合は、入札及び開札の日時に指定場所に持参してください。郵送の場合は、書留郵便とし、令和8年6月24日（水曜日）午後4時までに上記3担当所属に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に『令和8年6月25日入札分入札書在中』と朱書きしてください。

(4) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状の提出をしてください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 契約書の要否 要

(5) 入札の中止又は延期

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止又は延期します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

v v (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者としします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）を行います。この場合において、郵便により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合、再度入札を辞退したものとみなします。

また、無効な入札を行った者は再度入札に参加することはできません。

オ 落札者がいない場合は第 2 回目の入札において、有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と協議し、合意を得た場合、その者と随意契約となります。

カ 落札者には、落札決定を通知します。

(7) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。

(8) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 847-0002 唐津市山本 788 番地 12

佐賀県立唐津特別支援学校（担当者：古川）

電話 0955-78-2394 E-mail: karatsushien@pref.saga.lg.jp

(9) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから 30 日以内